

下関市体験受入ヤングファーマーズサポート事業若手就農体験者募集要領

1 目的

若い世代の新規就農希望者を確保するため、下関市内の若手農業者で構成する指導団体での就農体験（以下「体験」）を通じ、作物栽培・畜産・経営等の基礎を学び、将来的に市内での新規就農を目指す若手就農体験者を募集します。

2 実施主体・受入体制

実施主体：下関市（農林水産振興部農業振興課）

受入先：市が作目等を考慮し選定した市内の指導団体（申請年度（令和8年度）の4月1日現在で50歳未満の農業経営者3名以上で構成、単一経営主体でない任意団体）

体験場所：各指導団体の圃場・施設（下関市内）

指導方式：現場での栽培管理、農機具操作、家畜管理、経営管理等
労働力提供を主目的としない。

体験の概要：

体験品目	体験月数	月実施日数	給付金
2品目以上を選択（最大4品目） 「果樹（梨・ぶどう）」 「露地野菜（白菜・ねぎ）」 「露地野菜（キャベツ）」 「露地野菜（キャベツ・大根）」 「施設園芸花き」 「酪農」	1か月単位 で選択 （最大4か月）	月20日以上 ※1日8時間 程度	月額 176,000円 （最大4か月）

※選考を行い、「体験品目」、「体験月数」を決定します。

3 体験期間・日程

期間：1 か月～4 か月（上限4 か月）

開始時期は受入先と個別調整

実施日数：月20日以上を1か月として算入（非連続月の組合せ可）

1日8時間程度（受入先と調整）

4 支援内容（給付金）

若手就農体験者支援給付金：月額176,000円×体験月数（上限4か月）

最大704,000円

給付方法：月次で申請・審査後に給付（当該体験月の翌月末までに提出）

給付要件（抜粋）：当月の体験日数20日以上、所定様式の提出、要件適合の
継続

5 応募資格（就農体験者）

下関市内での就農を希望する方

年齢：申請年度（令和8年度）の4月1日現在で50歳未満

親族関係：受入先の代表者又は主たる指導者と3親等以内の親族でない
こと

雇用関係：受入先又は主たる指導者と過去に常勤雇用契約がなく、体験中および体験後に常勤雇用契約を締結しないこと

意欲・姿勢：就農への強い意欲があり、若手農業者コミュニティへの参加と地域農業の維持・発展に協力する意思があること

保険：体験中の不慮の事故に備え、傷害保険に加入できること（加入必須）

その他：暴力団員等でないこと

6 定員

若干名

7 募集期間・スケジュール（予定）

募集期間：令和8年7月1日（水）～令和8年10月8日（木）

面接：令和8年10月16日（金）

合否決定：令和8年10月下旬

体験開始：令和8年11月以降、順次

8 体験費用（参加者負担）

傷害保険料（加入必須、各自手配）：各自負担

作業服・長靴等の消耗品：各自負担

交通費・食費等：各自負担

受入費用（体験に必要な農業用資材等の原材料費）：参加者負担なし

9 申込方法

事前相談：下関市農林水産振興部農業振興課

申込書入手先：下関市農林水産振興部農業振興課窓口又は下関市ホームページ

提出先：下関市農林水産振興部農業振興課

（〒750-0005 下関市唐戸町4-1 カラトピア4階）持参又は郵送

提出期限：募集期間の最終日必着

問い合わせ：TEL 083-231-1228

10 提出書類

下関市体験受入ヤングファーマーズサポート事業若手就農体験参加申込書（様式1）

身分証明書の写し（年齢確認用：運転免許証、住民票写し等）

11 選考方法

書類選考：応募要件適合性、意欲、体験希望作目等を確認

面接選考：市担当者等が面接（受入団体面談を併せて実施する場合あり）

受入先決定：市が作目・適性等を勘案し指導団体を選定しマッチング

結果通知：合否を郵送で通知

12 体験開始までの手続

受入先との確認書締結（就農体験に関する確認書：体験期間、守秘義務、保険加入、日誌作成等）

傷害保険加入の確認

体験計画の確定（期間・日程・作目 等）

13 体験期間中の留意事項

体験日誌（所定様式）を毎日作成・提出

月20日未満の体験月は給付金対象外

安全確保・衛生管理・受入先の指示遵守、守秘義務の履行

病気・災害等で休止・中止が必要な場合は速やかに市へ届出（様式提出）

14 給付金の申請・支給手続（合格者向け）

月次申請：体験月の翌月末までに、体験実績（月次）状況報告書、体験日誌を市へ提出

市の審査を経て給付（予算の範囲内）

不正・要件違反等の場合は決定取消・返還の対象

【問い合わせ・申込先】

下関市農林水産振興部農業振興課

住所：〒750-0005 下関市唐戸町4-1（カラトピア4階）

TEL：083-231-1228

（窓口受付時間 平日9:00～16:30）